

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年12月26日
【中間会計期間】	第52期中（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）
【会社名】	株式会社サハダイヤモンド
【英訳名】	SAKHA DIAMOND Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮崎 富司
【本店の所在の場所】	東京都墨田区千歳三丁目12番7号
【電話番号】	(03)3846-2061
【事務連絡者氏名】	管理部部長 亀井 晃
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区千歳三丁目12番7号
【電話番号】	(03)3846-2061
【事務連絡者氏名】	管理部部長 亀井 晃
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第50期中	第51期中	第52期中	第50期	第51期
会計期間	自平成26年 4月1日 至平成26年 9月30日	自平成27年 4月1日 至平成27年 9月30日	自平成28年 4月1日 至平成28年 9月30日	自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日	自平成27年 4月1日 至平成28年 3月31日
売上高 (百万円)	-	-	803	3,232	3,393
経常損失() (百万円)	-	-	90	163	401
親会社株主に帰属する中間 (当期)純損失() (百万円)	-	-	73	187	556
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	-	-	187	441	1,044
純資産額 (百万円)	-	-	1,181	2,519	1,758
総資産額 (百万円)	-	-	1,455	4,005	2,503
1株当たり純資産額 (円)	-	-	2.57	4.57	3.07
1株当たり中間(当期)純 損失金額() (円)	-	-	0.20	0.56	1.66
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	63.4	38.0	43.9
営業活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	-	-	108	163	397
投資活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	-	-	305	0	0
財務活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	-	-	103	10	187
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高 (百万円)	-	-	189	164	708
従業員数 (人)	-	-	31	73	73
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(3)	(4)	(3)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、第50期中及び第51期中については四半期報告書を提出しており、中間連結財務諸表は作成していないため、これらの期間における経営指標等については記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、第50期については、潜在株式が存在しないため、また、第51期、第52期中については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間(当期)純損失であるため、記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第50期中	第51期中	第52期中	第50期	第51期
会計期間	自平成26年 4月1日 至平成26年 9月30日	自平成27年 4月1日 至平成27年 9月30日	自平成28年 4月1日 至平成28年 9月30日	自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日	自平成27年 4月1日 至平成28年 3月31日
売上高 (百万円)	-	-	7	27	23
経常損失 () (百万円)	-	-	91	57	188
中間(当期)純損失 () (百万円)	-	-	101	58	216
資本金 (百万円)	-	-	237	100	237
発行済株式総数 (千株)	-	-	358,172	333,172	358,172
純資産額 (百万円)	-	-	536	571	638
総資産額 (百万円)	-	-	696	712	935
1株当たり純資産額 (円)	-	-	1.48	1.71	1.76
1株当たり中間(当期)純 損失金額 () (円)	-	-	0.28	0.17	0.65
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	75.8	80.1	67.3
従業員数 (人)	-	-	3	1	1

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、第50期中及び第51期中については四半期報告書を提出しており、中間財務諸表は作成していないため、これらの期間における経営指標等については記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、第50期については、潜在株式が存在しないため、また、第51期、第52期中については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間(当期)純損失であるため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、株式の一部を売却したことにより、連結子会社であり「海外事業」を構成していた維真珠宝（上海）有限公司を連結の範囲から除外しております。

これに伴い、当中間連結会計期間より、報告セグメントの内の「海外事業」を廃止しております。

詳細は、「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1)中間連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」をご参照下さい。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、連結子会社であった維真珠宝（上海）有限公司の株式の26%を譲渡し当社の議決権の所有割合が25%になったため、子会社ではなくなるとともに持分法適用関連会社となりました。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
ダイヤモンド研磨事業	26（3）
ダイヤモンド事業	2（-）
不動産事業	-（-）
トレーディング事業	-（-）
全社（共通）	3（-）
合計	31（3）

- (注) 1. 従業員数は、就業人員(当社グループからグループ外への出向を除き、グループ外から当社グループへの出向を含む。)であり臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない持株会社である提出会社に所属しているものであります。
3. 従業員数が前連結会計年度末に比べ42名減少したのは、「海外事業」であった維真珠宝（上海）有限公司が、連結会社でなくなったこと等によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成28年9月30日現在

従業員数（人）	3（-）
---------	------

- (注) 1. 従業員数は、就業人員(当社グループからグループ外への出向を除き、グループ外から当社グループへの出向を含む。)であり臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は年間の平均人員を()外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、雇用情勢や所得環境の改善の動きが見られ、全体として緩やかな回復基調を維持しつつも、中国をはじめとする新興国の景気後退、原油価格の低迷、英国の欧州連合（EU）からの離脱決定、次期アメリカ大統領のトランプ政権による影響への懸念、個人消費の停滞などから、景気の先行きは不透明な状況にあります。

このような経済状況のもと、当社グループの属する宝飾業界は、依然として厳しい経営環境が継続しております。

当社グループの海外事業（ジュエリーの店舗販売及び卸販売を中国で展開する事業）は、中国の景気後退による経済の悪化が顕著で、卸売販売事業が衰退しており、小売り事業においても出店費用、人件費等の固定費が重荷になりかけており、当社グループは、早期黒字化が最優先の重要な課題であると位置づけており、損失額の累積が軽微なうちの早期の対応が重要であると考え、「海外事業」を構成していた連結子会社の維真珠宝（上海）有限公司の株式の一部を売却し連結の範囲から除外しました。

これに伴い、当中間連結会計期間より、報告セグメントの内の海外事業を廃止しております。

連結子会社の株式会社バージンダイヤモンドが展開するダイヤモンド事業では、エンゲージリング及びマリッジリングをメインとした「Virgin Diamond」及び楽天市場の「ザ・ベストサプライズ」のインターネット販売に加え、プライダルジュエリー及び高額品の店舗販売を行っております。インターネット販売、プライダルジュエリー及び高額品に積極的に取り組んでまいりましたが、インターネット販売については広告宣伝の不足、また、プライダルジュエリー及び高額品販売は予約制としたことから低迷しております。

連結海外子会社の公開型株式会社サハダイヤモンド（ロシア）が展開するダイヤモンド研磨事業では、自社研磨による原石加工販売を行っております。前期においてはダイヤモンドの相場が下落し、受注が激減し、工場の稼働率が低下している状況ではありましたが、前第4四半期から引き続き当中間期は受注が回復しつつある状況にあります。

また、当社及び公開型株式会社サハダイヤモンド（ロシア）が展開する不動産賃貸事業の業績は、全室貸し出しが達成していない状況となりました。

この結果、当中間連結会計期間の売上高は803百万円、営業損失は92百万円、経常損失は90百万円、親会社株主に帰属する中間純損失73百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、既述のとおり、「海外事業」を構成していた連結子会社の維真珠宝（上海）有限公司の株式の一部を売却し連結の範囲から除外したことに伴い、当中間連結会計期間より、報告セグメントの内の海外事業を廃止しております。

また、当中間連結会計期間は中間連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません（以下「(2) キャッシュ・フロー」、「2 生産、受注及び販売の状況」及び「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」においても同じ。）。

（ダイヤモンド事業）

日本におけるダイヤモンド事業の売上高は10百万円、セグメント損失は4百万円となりました。

（ダイヤモンド研磨事業）

海外子会社公開型株式会社サハダイヤモンド（ロシア）の売上高は758百万円、セグメント損失は3百万円となりました。

（不動産賃貸事業）

不動産賃貸事業の売上高は35百万円、セグメント利益は0百万円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、税金等調整前中間純損失の発生、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却等により、前連結会計年度末に比べ519百万円減少し、189百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は108百万円となりました。これは主に、税金等調整前中間純損失66百万円に対して、たな卸資産の減少額131百万円、前受金の減少額112百万円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は305百万円となりました。これは主に、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出305百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は103百万円となりました。これは主に、短期借入金の減少額103百万円等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 商品仕入実績

当中間連結会計期間の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
ダイヤモンド事業	2	-
ダイヤモンド研磨事業	627	-
不動産事業	35	-
トレーディング事業	-	-
合計	665	-

- (注) 1. 金額は販売価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
ダイヤモンド事業	10	-
ダイヤモンド研磨事業	758	-
不動産事業	35	-
トレーディング事業	-	-
合計	803	-

- (注) 1. セグメント間の取引については、相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 当中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
	金額(百万円)	割合(%)
クリスタル生産合同公開型株式会社	424	52.9
サハダイヤモンド(上海)有限公司	333	41.5

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」から重要な変更があった事項は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は当半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

また、以下の見出しに付された項目番号は前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」の項目番号に対応しております。

(1) 事業等のリスク

省略

(2) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、過年度において、継続的な営業損失を計上しており、前連結会計年度において、重要な営業損失、及び、親会社株主に帰属する当期純損失を計上いたしました。

また、当中間連結会計期間においても、重要な営業損失、及び親会社株主に帰属する中間純損失を計上しております。

当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または、状況が存在していません。

(3) 「業績」基準に係る猶予期間からの解除について

省略

(4) 「株価」基準に係る猶予期間からの解除について

当社株式は、平成28年6月の上場株価（月末終値及び月間終値平均）が10円未満となり、株式会社東京証券取引所より、当社株式が「株価」基準による上場廃止に係る猶予期間入りしていましたが、「株式会社サハダイヤモンド株式は、2016年6月の株価が10円未満となり、本日、3か月以内（9月末まで）に株価が10円以上とならなかったことが確認されたため。」との理由から、平成28年9月30日付で当社株式の上場廃止が決定し、平成28年11月1日付で上場廃止となりました。

5【経営上の重要な契約等】

当社は、平成28年6月29日付で、当社の連結子会社である維真珠宝（上海）有限公司の株式の26%を億通投資実業（上海）有限公司に譲渡しました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1)中間連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」をご参照下さい。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において、当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において、一般に公正妥当と認められている会計基準により作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたりまして、経営陣による会計方針の採用、資産・負債及び収益・費用の計上については会計基準及び実務指針等により見積もりを行っています。この見積もりについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積もりには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらと異なることがあります。

なお、中間連結財務諸表の作成のための重要な会計基準等は「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項（中間連結財務諸表の作成のための基本となる事項）」に記載のとおりであります。

(2) 経営成績の分析

売上高

当中間連結会計期間における売上高は803百万円となりました。

売上総利益

当中間連結会計期間における売上総利益は6百万円となりました。

販売費及び一般管理費

当中間連結会計期間における販売費及び一般管理費は99百万円となりました。

営業損益

以上の結果により、当中間連結会計期間における営業損失は92百万円となりました。

経常損益

当中間連結会計期間における経常損失は90百万円となりました。

特別損益

当中間連結会計期間において特別利益として関係会社株式売却益を24百万円計上しております。

親会社株主に帰属する当期純損益

以上の結果、当中間連結会計期間における親会社株主に帰属する中間純損失は73百万円となりました。

(3) 財政状態の分析

当中間連結会計期間末の総資産は1,455百万円となり、前連結会計年度末と比較して1,048百万円減少いたしました。

主な原因は、当中間連結会計期間において、株式譲渡により連結子会社が子会社でなくなったためであります。資産、負債及び純資産の状況は次のとおりであります。

資産の部

株式譲渡により連結子会社が子会社から持分法適用関連会社になったことにより、投資有価証券が184百万円増加したものの、現金及び預金が519百万円、売掛金が264百万円、たな卸資産が525百万円減少したこと等により1,048百万円の減少となりました。

負債の部

返済により借入金が103百万円減少し、主として株式譲渡により連結子会社が子会社でなくなったため買掛金が221百万円減少し、主としてダイヤモンド相場下落により受注が減少したため前受金が117百万円減少したこと等により471百万円の減少となりました。

純資産の部

主として株式譲渡により連結子会社が子会社でなくなったため為替換算調整勘定が103百万円、非支配株主持分が400百万円、減少したこと等により576百万円減少しております。

(4) キャッシュ・フローの分析

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの分析につきましては、「第2事業の状況 1業績等の概要(2)キャッシュ・フロー」に記載のとおりですが、現金及び現金同等物の残高は189百万円と前期末より519百万円減少しております。

今後の事業展開上、十分な手持ち資金ではないことから、第三者割当による新株式並びに新株予約権の発行を行うとともに、営業面ではそれぞれの事業により販売の開拓を積極的に推進し、営業活動によるキャッシュ・フローの増大を図り、併せて、上場維持関連経費等の管理費の削減、経営の効率化を図り、財務体質の改善を図ってまいります。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	628,000,000
計	628,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数 (株)(平成28年9月30日)	提出日現在発行数 (株)(平成28年12月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	358,172,137	390,172,137	非上場	単元株式数 100株
計	358,172,137	390,172,137	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき、新株予約権を発行しています

第11回新株予約権(平成28年2月19日開催の取締役会決議)

区分	中間会計期間末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	570,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注)1	(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2	(注)2
新株予約権の行使期間	自平成28年3月14日 至平成30年3月13日 (但し、(注)4.「自己新株予約権 の取得の事由および取得の条件」に 従って当社が本新株予約権の全部又 は一部を取得する場合、当社が取得 する本新株予約権については、取得 日の前日までとする。)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	(注)3	(注)3
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はでき ないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取 得については、当社取締役会の 承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数

- 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数57,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本項(2)ないし(4)により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- 当社が(注)2.「新株予約権の行使時の払込金額」の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものと

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

する。なお、かかる算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、第2項「新株予約権の行使時の払込金額」(3)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る(注)2.「新株予約権の行使時の払込金額」(3)(b)及び(e)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数およびその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、金11円とする。
- (3) 行使価額の調整
 - (a) 当社は、本新株予約権の割当日後、下記(b)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (b) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

イ. 本項(d)ロ.に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

ロ. 株式の分割により普通株式を発行する場合の調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

ハ. 本項(d)ロ.に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項(d)ロ.に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- (c) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(d) その他

イ. 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。

ロ. 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。

- 八．行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (e) 上記(b)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- イ．株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ロ．その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ハ．行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (f) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3．新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

- (1) 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、
(注)1．「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

4．自己新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は、本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、行使価額の150%を上回った場合、当社取締役会が別途定める日(以下、「取得日」という。)の20取引日前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、取得日において本新株予約権1個につき金15円で、取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる(本項に基づく本新株予約権の取得を請求する権利を、「本取得請求権」という。)。なお、当社が、本取得請求権を行使できることとなった日(東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して行使価額の150%を上回った場合の当該20取引日目の日)から30取引日の間に、上記通知又は公告を行わない場合、当社は本取得請求権を喪失するものとする。なお、当社が本取得請求権の一部を行使し又は喪失した後、再び本取得請求権の行使条件が充たされた場合、当社は本取得請求権を新たに取得するものとし、当該本取得請求権については本項の規定が同様に適用される。なお、本取得請求権により本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他合理的な方法により行うものとする。

第12回新株予約権(平成28年11月2日開催の取締役会決議)

区分	中間会計期間末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	-	1,900,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	(注)2
新株予約権の行使期間	-	自平成28年11月18日 至平成31年11月17日 (但し、(注)4.「自己新株予約権の取得の事由および取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	(注)3
新株予約権の行使の条件	-	各新株予約権1個当たりの株式を分割する一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	-	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数190,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本項(2)ないし(4)により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

- (2) 当社が(注)2.「新株予約権の行使時の払込金額」の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものと

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

する。なお、かかる算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、第2項「新株予約権の行使時の払込金額」(3)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る(注)2.「新株予約権の行使時の払込金額」(3)(b)及び(e)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数およびその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、金1円とする。

(3) 行使価額の調整

- (a) 当社は、本新株予約権の割当日後、下記(b)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (b) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- イ．本項(d)ロ．に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ロ．株式の分割により普通株式を発行する場合の調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ハ．本項(d)ロ．に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項(d)ロ．に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- (c) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (d) その他
- イ．行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。
- ロ．行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。
- ハ．行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (e) 上記(b)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- イ．株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ロ．その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ハ．行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (f) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

- (1) 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、
(注)1.「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

4. 自己新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は、本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、行使価額の150%を上回った場合、当社取締役会が別途定める日(以下、「取得日」という。)の20取引日前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、取得日において本新株予約権1個につき金15円で、取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる(本項に基づく本新株予約権の取得を請求する権利を、「本取得請求権」という。)。なお、当社が、本取得請求権を行使できることとなった日(東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して行使価額の150%を上回った場合の当該20取引日目の日)から30取引日の間に、上記通知又は公告を行わない場合、当社は本取得請求権を喪失するものとする。なお、当社が本取得請求権の一部を行使し又は喪失した後、再び本取得請求権の行使条件が充たされた場合、当社は本取得請求権を新たに取得するものとし、当該本取得請求権については本項の規定が同様に適用される。なお、本取得請求権により本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他合理的な方法により行うものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成28年7月1日～ 平成28年9月30日		358,172,137		237		137

(注)平成28年11月18日を振込期日とする、第三者割当増資により、発行済株式総数が20,000千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ10百万円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

平成28年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する所有株式 数の割合 (%)
CBHK-PHILLIP SEC (HK) LTD-CLIENT MASTER	10/F, TWO HARBOURFRONT, 22 TAK FUNG STREET, HUNG HOM, KOWLOON, HONG KONG	17,673	4.93
THE BANK OF NEW YORK - JASDECNON- TREATY ACCOUNT	GLOBAL CUSTODY. 32ND FLOOR ONE WALL STREET. NEW YORK NY. USA	14,140	3.94
CBHK-GUOTAI JUNAN SECURITIES (HONG KONG) LIMITED-CLIENT ACCOUNT	10/F, TWO HARBOURFRONT, 22 TAK FUNG STREET, HUNG HOM, KOWLOON, HONG KONG	13,150	3.67
CBSG-MAYBANK KIM ENG SECURITIES PTE. LTD. A/C CLIENT	16/F. 8 MARINA VIEW. #21 - 00 ASIA SQUARE TOWER 1 SINGAPORE 018960	10,355	2.89
SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED-SEGREGATED CLIENT A/C	42/F, THE LEE GARDENS, 33 HYSAN AVENUE, CAUSEWAYBAY, HONG KONG	7,395	2.06
池田 知弘	大阪府大阪市生野区	6,806	1.90
NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL INC A/C PRIME	WORLDWIDE PLAZA 309 WEST49TH STREET NEWYORK10019 U.S.A	2,731	0.76
HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED 700700	22/F., LI PO CHUN CHAMBERS, 189 DES VOEUX ROAD CENTRAL. HONG KONG	2,715	0.75
山下 博	大阪府泉南市	2,711	0.75
KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT	41/F CENTRAL PLAZA, 18 HARBOUR ROAD, WANCHAI, HONG KONG	2,007	0.56
計	-	79,686	22.25

(注) 前事業年度末現在主要株主であった「宗教法人天照の神の会」は当中間期末では主要株主ではなくなりました。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 31,300	-	権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 357,637,500	3,576,375	同上
単元未満株式	普通株式 503,337	-	同上
発行済株式総数	358,172,137	-	-
総株主の議決権	-	3,576,375	-

(注) 証券保管振替機構名義株式3,210株は「完全議決権株式(その他)」に32個、「単元未満株式」に10株を含めて記載しております。

【自己株式等】

平成28年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社サハダイヤモンド	東京都墨田区千歳三丁目12番7号	31,300	-	31,300	0.00
計	-	31,300	-	31,300	0.00

2【株価の推移】

当該中間会計期間における月別最高・最低株価

月別	平成28年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	11	11	11	10	11	10
最低(円)	9	9	8	8	5	2

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
取締役	代表取締役社長	姜 杰	平成28年9月26日
代表取締役社長	代表取締役副社長	宮崎 富司	平成28年9月30日
代表取締役会長	取締役	小松 賢壽	平成28年9月30日

第5【経理の状況】

1．中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。
- (3) 当半期報告書は、最初に提出するものでありますので、前年同期との対比は行っておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)の中間財務諸表について、森公認会計士事務所 公認会計士森伸元氏により中間監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり異動しております。

前連結会計年度及び前事業年度	監査法人アリア
当中間連結会計期間及び当中間会計期間	森公認会計士事務所 公認会計士 森 伸元氏

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	708	189
受取手形及び売掛金	298	33
たな卸資産	731	206
未収入金	33	173
その他	114	71
貸倒引当金	50	37
流動資産合計	1,835	638
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	710	697
減価償却累計額	161	178
建物及び構築物（純額）	1,548	1,519
土地	195	194
その他	80	77
減価償却累計額	60	61
その他（純額）	19	15
有形固定資産合計	663	628
無形固定資産		
その他	0	0
無形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
関係会社株式	-	184
固定化営業債権	310	310
その他	5	5
貸倒引当金	312	312
投資その他の資産合計	4	188
固定資産合計	667	816
資産合計	2,503	1,455

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	222	1
短期借入金	1,215	1,111
未払法人税等	37	9
前受金	200	83
その他	55	44
流動負債合計	731	250
固定負債		
その他	13	22
固定負債合計	13	22
負債合計	744	273
純資産の部		
株主資本		
資本金	237	237
資本剰余金	2,177	2,177
利益剰余金	1,078	1,151
自己株式	2	2
株主資本合計	1,333	1,260
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	235	338
その他の包括利益累計額合計	235	338
新株予約権	8	8
非支配株主持分	651	251
純資産合計	1,758	1,181
負債純資産合計	2,503	1,455

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
売上高	803
売上原価	796
売上総利益	6
販売費及び一般管理費	1 99
営業損失()	92
営業外収益	
受取利息	0
持分法による投資利益	10
その他	1
営業外収益合計	12
営業外費用	
支払利息	3
為替差損	2
貸倒引当金繰入額	2
その他	2
営業外費用合計	11
経常損失()	90
特別利益	
関係会社株式売却益	24
特別利益合計	24
税金等調整前中間純損失()	66
法人税、住民税及び事業税	9
法人税等合計	9
中間純損失()	76
非支配株主に帰属する中間純損失()	3
親会社株主に帰属する中間純損失()	73

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

		当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
中間純損失()		76
その他の包括利益		
為替換算調整勘定		111
その他の包括利益合計		111
中間包括利益		187
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益		176
非支配株主に係る中間包括利益		11

【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間（自平成28年4月1日 至平成28年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	237	2,177	1,078	2	1,333
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する 中間純損失（ ）			73		73
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）					
当中間期変動額合計			73	0	73
当中間期末残高	237	2,177	1,151	2	1,260

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	為替換算調 整勘定	その他の包 括利益累計 額合計			
当期首残高	235	235	8	651	1,758
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する 中間純損失（ ）					73
自己株式の取得					0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）	103	103		400	503
当中間期変動額合計	103	103		400	576
当中間期末残高	338	338	8	251	1,181

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

		当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純損失()		66
減価償却費		22
貸倒引当金の増減額(は減少)		12
受取利息及び受取配当金		0
支払利息		3
為替差損益(は益)		2
持分法による投資損益(は益)		10
関係会社株式売却損益(は益)		24
売上債権の増減額(は増加)		14
前渡金の増減額(は増加)		31
未収消費税等の増減額(は増加)		20
たな卸資産の増減額(は増加)		131
仕入債務の増減額(は減少)		0
前受金の増減額(は減少)		112
その他		14
小計		76
利息及び配当金の受取額		0
利息の支払額		3
法人税等の支払額		28
営業活動によるキャッシュ・フロー		108
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出		0
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出		305
貸付金の回収による収入		0
投資活動によるキャッシュ・フロー		305
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出		103
自己株式の取得による支出		0
財務活動によるキャッシュ・フロー		103
現金及び現金同等物に係る換算差額		1
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		519
現金及び現金同等物の期首残高		708
現金及び現金同等物の中間期末残高		1 189

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

当社グループは、継続的な営業損失を計上しており、前連結会計年度において、重要な営業損失、及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しておりました。

また、当中間連結会計期間においても、重要な営業損失、及び親会社株主に帰属する中間純損失を計上しておりません。

これらにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消するため、前連結会計年度において、第三者割当による新株発行と第11回新株予約権の発行を決定し、283百万円の資金調達を行っており、今後の収益の柱となる新規事業の立ち上げなどを図っております。

当社グループは、新規事業含む事業計画を着実に実行し、既存のダイヤモンド事業、ダイヤモンド研磨事業、不動産賃貸事業の収益力の改善に注力するとともに、コストダウン施策の実施、経費全般の見直しを継続して実施し、収益体質の改善を図ってまいり所存です。

しかしながら、当社グループの計画は、当社グループが属する宝飾品業界の価格競争やダイヤモンドの国際的な相場変動、経済状況の変動などの影響を受け、計画が予定通り進まない可能性もあります。

このため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表には反映しておりません。

（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社3社

株式会社バージンダイヤモンド
公開型株式会社サハダイヤモンド(ロシア)
株式会社サハダイヤモンド・トレーディング

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

なお、当中間連結会計期間において、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しておりました、有限会社ブラール・ゴールド(ロシア)は、全株式の譲渡により非連結子会社に該当なくなっております。

また、当該有限会社ブラール・ゴールド(ロシア)の株式の譲渡につきましては、重要性が乏しいため、企業結合等関係の注記を省略しております。

(3) 連結の範囲の変更

当中間連結会計期間において、当社の連結子会社であった維真珠宝(上海)有限公司の株式の一部を売却したことにより、連結の範囲から除外し持分法を適用しております。

これにより、当中間連結会計期間末における連結子会社の数は、前連結会計年度末の4社から3社になるとともに、持分法適用の関連会社の数は、前連結会計年度末の0社から1社になっております。

2．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社1社

維真珠宝(上海)有限公司(中国)

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

該当事項はありません。

なお、当中間連結会計期間において、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため持分法の適用範囲から除外しておりました、有限会社ブラール・ゴールド(ロシア)は、全株式の譲渡により非連結子会社に該当なくなっております。

(3) 持分法適用の関連会社の中間会計期間の末日は6月30日であり、中間連結財務諸表の作成に当たっては、中間連結決算日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表を使用しております。

3．連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社のうち、公開型株式会社サハダイヤモンドの中間決算日は6月30日であり、中間連結財務諸表の作成に当たっては、中間連結決算日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表を使用しております。

その他の連結子会社の中間会計期間の末日は中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

ダイヤの一部は個別法による原価法、その他のたな卸資産は移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 6～30年

工具器具備品 2～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(ハ) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ニ) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(ホ) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(ヘ) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当中間連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当中間連結会計期間の損益に与える影響は軽微であります。

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当中間連結会計期間から適用しております。

(中間連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
建物及び構築物	196百万円	190百万円
土地	56	56
計	253	246

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
短期借入金	115百万円	111百万円

(中間連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
支払手数料	43百万円
人件費	29
支払報酬	17
貸倒引当金繰入額	14

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	358,172,137	-	-	358,172,137
合計	358,172,137	-	-	358,172,137
自己株式				
普通株式	30,849	520	-	31,369
合計	30,849	520	-	31,369

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当中間連結 会計期間増 加	当中間連結 会計期間減 少	当中間連結 会計期間末	
提出会社 (親会社)	第11回新株予約権	普通株式	57,000,000	-	-	57,000,000	8
	合計	-	57,000,000	-	-	57,000,000	8

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
現金及び預金勘定	189百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	-
現金及び現金同等物	189

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

前連結会計年度(平成28年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	708	708	-
(2) 受取手形及び売掛金	298	298	-
(3) 長期貸付金	5		
貸倒引当金()	1		
差引	4	4	0
(4) 固定化営業債権	310		
貸倒引当金()	310		
差引	0	0	-
資産計	1,011	1,011	0
(5) 支払手形及び買掛金	(222)	(222)	-
(6) 短期借入金	(215)	(215)	-
(7) 未払金	(50)	(50)	-
(8) 未払法人税等	(37)	(37)	-
負債計	(526)	(526)	-

()は、負債に計上されております。

()長期貸付金及び固定化営業債権に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当中間連結会計期間(平成28年9月30日)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	189	189	-
(2) 受取手形及び売掛金	33	33	-
(3) 長期貸付金	5		
貸倒引当金()	1		
差引	3	3	0
(4) 固定化営業債権	310		
貸倒引当金()	310		
差引	0	0	-
資産計	227	227	0
(5) 支払手形及び買掛金	(1)	(1)	-
(6) 短期借入金	(111)	(111)	-
(7) 未払金	(42)	(42)	-
(8) 未払法人税等	(9)	(9)	-
負債計	(165)	(165)	-

()は、負債に計上されております。

() 長期貸付金及び固定化営業債権に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金

回収可能性を反映した元利金の受取見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 固定化営業債権

回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結会計年度末における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金、(7) 未払金、(8) 未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
非上場株式	0	184

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度(平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(注)非上場株式(連結貸借対照表計上額0百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められることから、「その他有価証券」には含めておりません。

当中間連結会計期間(平成28年9月30日)

該当事項はありません。

(注)非上場株式(連結貸借対照表計上額184百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められることから、「その他有価証券」には含めておりません。

(企業結合等関係)

(事業分離)

当社は、平成28年6月29日付で、当社の連結子会社であった維真珠宝(上海)有限公司の株式の26%を億通投資実業(上海)有限公司に譲渡しました。

(子会社株式の譲渡)

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

億通投資実業(上海)有限公司

(2) 分離した事業の内容

海外事業(中国で展開するジュエリーの店舗販売及び卸販売)

(3) 事業分離を行った主な理由

中国の景気後退による経済の悪化が顕著で、卸売販売事業が衰退しており、小売り事業においても出店費用、人件費等の固定費が重荷になりかけております。何より、当社グループの早期黒字化が最優先の重要な課題であると位置づけており、中国においては、損失額の累積が軽微なうちの早期の対応が重要であると考え、今回の子会社の株式の一部譲渡との判断に至りました。

(4) 事業分離日

平成28年6月29日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 譲渡損益の金額

関係会社株式売却益 24百万円

(2) 分離した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	1,014百万円
固定資産	0
資産合計	1,014
流動負債	221
固定負債	-
負債合計	221

(3) 会計処理

維真珠宝(上海)有限公司の連結上の帳簿価額と売却価額との差額を関係会社株式売却益として特別利益に計上しております。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

海外事業

4. 中間連結会計期間に係る中間連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

当中間連結会計期間の期首をみなし売却日として、事業分離を行っており、当中間連結会計期間の中間連結損益計算書には分離した事業に係る損益は含まれておりません。

（賃貸等不動産関係）

当社及び一部の連結子会社では、東京都及びロシア連邦ヤクーツク市において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや賃貸商業施設を所有しております。なお、これら賃貸オフィスビルや賃貸商業施設については、当社及び一部の連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、期中増減額及び時価は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）		
期首残高	947	508
期中増減額	438	24
中間期末（期末）残高	508	484
中間期末（期末）時価	586	505

- （注）1．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
- 2．当中間連結会計期間の主な減少額は、公開型株式会社サハダイヤモンド（ロシア）の所有不動産の為替変動によるものであります。
- 3．中間期末（期末）の時価は、国内の不動産については、社外の不動産鑑定評価を基礎として算定した金額であり、海外の不動産については、自社で算定したDCF法を重視した算定金額であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。したがって、当社グループは、「ダイヤモンド事業」、「ダイヤモンド研磨事業」、「トレーディング事業」、「不動産賃貸事業」の4つを報告セグメントとしております。

「ダイヤモンド事業」は、日本におけるインターネット及び店舗によるブライダルジュエリー等の販売を行っております。

「ダイヤモンド研磨事業」は、ロシア産ダイヤモンドの原石及び自社工場での研磨した原石加工販売を行っております。

「不動産賃貸事業」は、本社及びロシアにおいてビルテナントの賃貸を行っております。

「トレーディング事業」は、各種商品の販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益又は損失は、営業利益又は営業損失ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高又は振替高は社内振替価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

当中間連結会計期間（自平成28年4月1日 至平成28年9月30日）

	報告セグメント				合計
	ダイヤモンド事業	ダイヤモンド研磨事業	不動産賃貸事業	トレーディング事業	
売上高					
外部顧客への売上高	10	758	35	-	803
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	0	-	0
計	10	758	35	-	804
セグメント利益	4	3	0	0	6
セグメント資産	146	352	446	1	945
その他の項目					
減価償却費	0	5	14	0	20
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	-	0	-	-	0

4. 報告セグメント合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

売上高	当中間連結会計期間
報告セグメント計	804
セグメント間取引消去	0
「その他」の区分の売上高	-
中間連結財務諸表の売上高	803

(単位:百万円)

利益	当中間連結会計期間
報告セグメント計	6
本社管理部門及び各報告セグメント間の相殺消去	0
全社費用(注)	85
中間連結財務諸表の営業損失()	92

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(単位:百万円)

資産	当中間連結会計期間
報告セグメント計	945
本社管理部門及び各報告セグメント間の相殺消去	19
全社資産(注)	529
中間連結財務諸表の資産合計	1,455

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る資産であります。

(単位:百万円)

その他の項目	報告セグメント計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	当中間連結会計期間	当中間連結会計期間	当中間連結会計期間
減価償却費	20	2	22
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	0	-	0

【関連情報】

当中間連結会計期間（自平成28年4月1日 至平成28年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

（単位：百万円）

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	アジア	ヨーロッパ	合計
15	333	454	803

(2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	ヨーロッパ	合計
247	380	628

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
クリスタル生産合同公開型株式会社	424	ダイヤモンド研磨事業
サハダイヤモンド（上海）有限公司	333	ダイヤモンド研磨事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間（自平成28年4月1日 至平成28年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
1株当たり純資産額	3.07円	2.57円

1株当たり中間純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
1株当たり中間純損失金額()	0.20円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純損失金額() (百万円)	73
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失 金額()(百万円)	73
普通株式の期中平均株式数(株)	358,141,051
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式 の概要	新株予約権 1種類(新株予約の数570,000個)。 なお、概要は「第4 提出会社の状況 1株式等の状 況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

平成28年11月2日開催の取締役会において、宗教法人天照の神の会に対する第三者割当による新株式並びに新株予約権の発行を行うことを決議しました。その概要は次のとおりであります。

新株式

(1) 発行する株式の種類及び数	普通株式 20,000,000株
(2) 発行価額	1株につき金1円
(3) 発行総額	20,000,000円
(4) 資本組入額	10,000,000円
(5) 募集又は割当方法	第三者割当増資の方法
(6) 払込期日	平成28年11月18日から同月22日まで
(7) 割当先及び割当株数	宗教法人天照の神の会 20,000,000株
(8) 資金使途	当社会社バージンダイヤモンドの在庫拡充のための仕入資金、人員の強化などの運転資金 本社手元資金としての運転資金拡充に充当

新株予約権(第12回新株予約権証券)

(1) 発行する新株予約権の数	1,900,000個(新株予約権1個につき100株)
(2) 新株予約権の発行価額	新株予約権1個につき1円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.01円)
(3) 新株予約権の発行総額	1,900,000円
(4) 新株予約権の払込期日	平成28年11月18日から同月22日まで
(5) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は190,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」といいう。)は100株とする。)。但し、本欄第2項ないし第4項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別欄「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨その事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>

<p>(6) 新株予約権の行使時の 払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」といいます。）は、金1円とする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本欄第3項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」といいます。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$
	<p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）</p> <p>調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割により当社普通株式を発行する場合 調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。</p>

	<p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。 行使価額調整式で使用する時価は、調整前行使価格とする。 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本欄第3項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別欄「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
<p>(8) 新株予約権の行使期間</p>	<p>平成28年11月18日(本新株予約権の払込完了以降)から平成31年11月17日までとする。(但し、別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。)</p>
<p>(9) 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p>	<p>本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、その時点で存在する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価格と同額で取得することができる。</p>

(1 0) 資金使途	当社子会社バージンダイヤモンドの在庫拡充のための仕入資金、人員の強化などの の運転資金 本社手元資金としての運転資金拡充に充当
(1 1) その他重要事項	各本新株予約権 1 個当たりの株式数を分割する一部行使はできない。 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(2) 【その他】

決算日後の状況
特記事項はありません。

参考情報

当社は、前年同期においては四半期報告書を提出しており、前中間連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間連結財務諸表は作成していないため、以下に参考情報として前第2四半期連結会計期間末（平成27年9月30日）の四半期連結貸借対照表並びに前第2四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記を記載しております。

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	180
受取手形及び売掛金	121
たな卸資産	1,148
その他	151
貸倒引当金	5
流動資産合計	1,595
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	1,079
減価償却累計額	149
建物及び構築物（純額）	930
土地	99
その他	85
減価償却累計額	59
その他（純額）	26
有形固定資産合計	1,056
無形固定資産	
その他	0
無形固定資産合計	0
投資その他の資産	
投資有価証券	0
固定化営業債権	310
その他	7
貸倒引当金	312
投資その他の資産合計	5
固定資産合計	1,061
資産合計	2,657

(単位：百万円)

前第2四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)	
負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	9
短期借入金	314
未払法人税等	0
前受金	143
その他	29
流動負債合計	496
固定負債	
その他	13
固定負債合計	13
負債合計	509
純資産の部	
株主資本	
資本金	100
資本剰余金	2,040
利益剰余金	686
自己株式	2
株主資本合計	1,450
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	177
その他の包括利益累計額合計	177
非支配株主持分	874
純資産合計	2,147
負債純資産合計	2,657

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第2四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
売上高	2,028
売上原価	2,061
売上総利益又は売上総損失()	32
販売費及び一般管理費	183
営業損失()	216
営業外収益	
受取利息	1
為替差益	14
貸倒引当金戻入益	0
その他	0
営業外収益合計	16
営業外費用	
支払利息	10
為替差損	-
その他	0
営業外費用合計	10
経常損失()	210
税金等調整前四半期純損失()	210
法人税、住民税及び事業税	3
法人税等合計	3
四半期純損失()	214
非支配株主に帰属する四半期純損失()	50
親会社株主に帰属する四半期純損失()	164

四半期連結包括利益計算書

第2四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
四半期純損失()	214
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	156
その他の包括利益合計	156
四半期包括利益	371
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	250
非支配株主に係る四半期包括利益	121

(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失()	210
減価償却費	28
貸倒引当金の増減額(は減少)	2
受取利息及び受取配当金	1
支払利息	10
為替差損益(は益)	0
売上債権の増減額(は増加)	391
たな卸資産の増減額(は増加)	630
前渡金の増減額(は増加)	1
未払又は未収消費税等の増減額	155
仕入債務の増減額(は減少)	6
前受金の増減額(は減少)	959
その他	16
小計	38
利息及び配当金の受取額	1
利息の支払額	10
法人税等の支払額	4
営業活動によるキャッシュ・フロー	24
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	1
貸付金の回収による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	0
その他	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	0
現金及び現金同等物に係る換算差額	7
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	16
現金及び現金同等物の期首残高	164
現金及び現金同等物の四半期末残高	180

注記事項

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、当第2四半期連結累計期間において164百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失を計上、平成16年3月期より継続的な損失を計上しております。

これにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

四半期連結財務諸表提出会社である当社グループは、当該状況を解消すべく平成26年度の事業計画に沿って、引き続き収益体質の改善を図るための対応策を講じてまいります。

コストダウン施策の実施及び強化につきましては、利益率の改善を図るべく、徹底した商品コストの見直しによる原価の削減、その他経費全般についての見直しを行い改善してまいります。

また、当社の海外子会社維真珠寶(上海)有限公司のさらなる店舗展開及び集客を強化するとともに、卸販売も積極的に行います。

加えて、当社の子会社バージンダイヤモンドは、インターネットによるブライダルジュエリーの販売及びバージンダイヤモンド・ショールームに集客してまいります。

なお、ダイヤモンド研磨事業の大幅なコストダウンを図り、生産力と販売力を改善いたします。

当社が財務内容を改善していく方策としては、当社グループの主要各事業(海外事業、ダイヤモンド事業、ダイヤモンド研磨事業、トレーディング事業、不動産賃貸事業)の営業収益の拡大を重視しており、目標を達成できるよう慎重且つ大胆に各事業の収益体質の改善に注力してまいります。

しかしながら、当社グループが属する宝飾品業界は価格競争により企業業績に関する不透明な状況があります。

また、十分な資金確保が安定しないことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)
該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当第1四半期連結会計期間から適用し、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第2四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)
該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
商品及び製品	1,027百万円
仕掛品	101
原材料及び貯蔵品	19

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
従業員給料及び手当	47百万円
広告宣伝費	-
地代家賃	0
支払手数料	71
支払報酬	14

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
現金及び預金	180百万円
現金及び現金同等物	180

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)

1. 配当に関する事項
該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

前第2四半期連結累計期間(自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					合計
	海外事業	ダイヤモンド事業	ダイヤモンド研磨事業	不動産賃貸事業	トレーディング事業	
売上高						
外部顧客への売上高	470	25	1,489	43	-	2,028
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	1	-	1
計	470	25	1,489	45	-	2,030
セグメント利益又は損失()	110	13	7	0	0	131

2. 報告セグメントの合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	131
セグメント間取引消去	0
全社費用(注)	85
四半期連結損益計算書の営業損失	216

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額	0円49銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純損失金額(百万円)	164
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失金額(百万円)	164
普通株式の期中平均株式数(千株)	333,142

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	316	122
未収入金	33	170
その他	4	3
貸倒引当金	12	14
流動資産合計	342	281
固定資産		
有形固定資産		
建物	286	286
減価償却累計額	89	96
建物(純額)	1,196	1,190
土地	156	156
その他	25	24
減価償却累計額	25	24
その他(純額)	0	0
有形固定資産合計	253	247
無形固定資産		
ソフトウェア	0	-
無形固定資産合計	0	-
投資その他の資産		
関係会社株式	335	164
破産更生債権等	1,476	1,476
その他	5	5
貸倒引当金	1,477	1,476
投資その他の資産合計	339	168
固定資産合計	593	415
資産合計	935	696

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	1 215	1 111
未払金	41	35
未払法人税等	37	9
その他	2	3
流動負債合計	296	159
固定負債		
その他	0	0
固定負債合計	0	0
負債合計	297	159
純資産の部		
株主資本		
資本金	237	237
資本剰余金		
資本準備金	137	137
その他資本剰余金	2,040	2,040
資本剰余金合計	2,177	2,177
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,782	1,883
利益剰余金合計	1,782	1,883
自己株式	2	2
株主資本合計	629	528
新株予約権	8	8
純資産合計	638	536
負債純資産合計	935	696

【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
売上高	7
売上原価	6
売上総利益	1
販売費及び一般管理費	85
営業損失()	84
営業外収益	1
営業外費用	18
経常損失()	91
特別利益	0
税引前中間純損失()	91
法人税、住民税及び事業税	9
法人税等合計	9
中間純損失()	101

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自平成28年4月1日 至平成28年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								新株予約 権	純資産合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計				
当期首残高	237	137	2,040	2,177	1,782	1,782	2	629	8	638
当中間期変動額										
中間純損失（ ）					101	101		101		101
自己株式の取得							0			0
当中間期変動額合計					101	101	0	101		101
当中間期末残高	237	137	2,040	2,177	1,883	1,883	2	528	8	536

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社は、継続的な営業損失を計上しており、前事業年度において、重要な営業損失、当期純損失を計上して
りました。

また、当中間会計期間においても、重要な営業損失、中間純損失を計上しております。

これらにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消するため、前事業年度において、第三者割当による新株発行と第11回新株予約権の発
行を決定し、283百万円の資金調達を行っており、今後の収益の柱となる子会社での新規事業の立ち上げなどを
図っております。

また、当社は、当社子会社での新規事業含む事業計画を着実に実行し、不動産賃貸事業の収益力の改善に注力
するとともに、コストダウン施策の実施、経費全般の見直しを継続して実施し、収益体質の改善を図ってまい
る所存です。

しかしながら、不動産賃貸事業は、経済状況の変動や価格競争などの影響を受け、計画が予定通り進まない可
能性もあります。

また、当社グループが属する宝飾品業界の価格競争やダイヤモンドの国際的な相場変動、経済状況の変動など
の影響を受け、計画が予定通り進まない可能性もあります。

なお、中間財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を
中間財務諸表には反映しておりません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物
（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定
額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び建物附属設備	6～20年
工具・器具及び備品	2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権
等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理して
おります。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当中間会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当中間会計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当中間会計期間から適用しております。

(中間貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
建物	196百万円	190百万円
土地	56	56
計	253	246

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
短期借入金	115百万円	111百万円

(中間損益計算書関係)

1 営業外収益のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
支払利息	3百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式335百万円、関連会社株式0百万円、当中間会計期間の中間貸借対照表計上額は子会社株式0百万円、関連会社株式164百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(企業結合等関係)

中間連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

中間連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)」に記載しているため、注記を省略しております。

(2)【その他】

特記事項はありません

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第51期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年6月29日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第51期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年6月29日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第52期第1四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）平成28年8月10日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

平成28年5月27日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成28年7月6日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成28年7月6日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会において決議事項が決議された場合）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成28年7月8日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成28年9月28日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成28年10月3日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成28年10月4日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成28年11月28日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成28年11月28日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券届出書（組込方式）（第三者割当による増資及び新株予約権の発行）及びその添付書類

平成28年11月2日関東財務局長に提出

(6) 有価証券報告書の訂正報告書及びその添付書類並びに確認書

平成28年7月15日関東財務局長に提出。

事業年度（第51期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

(7) 有価証券届出書の訂正届出書及びその添付書類並びに確認書

平成28年7月20日関東財務局長に提出。

平成28年2月19日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(8) 臨時報告書の訂正報告書

平成28年10月5日関東財務局長に提出。

平成28年10月3日提出の臨時報告書（主要株主の異動）に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年12月26日

株式会社サハダイヤモンド

取締役会 御中

森公認会計士事務所

公認会計士 森 伸元 印

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サハダイヤモンドの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

私は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サハダイヤモンド及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

1．継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続的な営業損失を計上しており、当中間連結会計期間においても、重要な営業損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間連結財務諸表に反映されていない。

2．重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成28年11月2日開催の取締役会において、第三者割当による新株式並びに新株予約権の発行を行うことを決議した。

これらの事項は、私の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成28年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該前連結会計年度の連結財務諸表に対して平成28年6月29日付で無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 . XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年12月26日

株式会社サハダイヤモンド

取締役会 御中

森公認会計士事務所

公認会計士 森 伸元 印

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サハダイヤモンドの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第52期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

私は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サハダイヤモンドの平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

1．継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続的な営業損失を計上しており、当中間会計期間においても、重要な営業損失、当期純損失を計上している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間財務諸表に反映されていない。

2．重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成28年11月2日開催の取締役会において、第三者割当による新株式並びに新株予約権の発行を行うことを決議した。

これらの事項は、私の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成28年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該前事業年度の財務諸表に対して平成28年6月29日付で無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。